

2002年12月25日

国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて

社団法人 投資信託協会

本協会は、金融庁が8月に発表した「証券市場の改革促進プログラム」からの検討要請を受け、投資信託が多くの国民から信頼される金融商品となるための施策を検討してきたが、今般その内容を次の通り決定した。

<具体的な施策のポイント>

(1) 説明義務をより一層果たす観点からの措置

委託会社としての方針、体制、プロセス等の開示

- ・企画・開発プロセス、運用方針の決定プロセス
- ・運用体制、運用方針と執行状況の整合性検証体制
- ・発注先選定基準項目、販売会社選定基準項目
- ・ファンド・マネージャー選定基準項目

目論見書の記載内容の改善

ファンドの目的及び基本的性格、投資方針や想定されるリスク、目的を達成するための運用体制等について、より具体的に記述する。

運用結果に関する説明

ファンドが想定する運用目標等と運用結果との整合性や運用結果に大きく影響した要因に関する説明を、運用報告書に記述する。

運用状況に関する問い合わせ窓口

委託会社は、受益者からの運用状況に関する問い合わせに応える窓口を整備する。

適時開示

委託会社は、ホームページを活用した適時開示を四半期ベース、出来れば月次ベースで行うこととし、体制を速やかに整える。

(2) 忠実義務をより一層果たす観点からの措置

委託会社は議決権を指図行使する上での社内ガイドラインを作成する。

(3) 投資信託の普及・発展のための措置

委託会社はホームページで、一般的な投資信託の説明、資産形成の必要性の説明等、投資家教育に資する情報を掲載する。

委託会社は投資家向けセミナー等に積極的に参加する。

協会は委託会社と同様に、ホームページを利用した投資家教育、講演会の開催、ガイドブックの作成・配布等、様々な活動を積極的に行う。

上記(1) ~ (3) の中で自主ルール化等を行うものについては、出来るだけ早期の実現に向けて結論を得る。

(4) その他

協会の基準価額情報提供システムから委託会社のホームページにリンクするためのシステム構築を行う。

運用報告書の記載内容等の見直しについて別途検討し、改善を図る。

販売用資料における評価機関の評価利用について、別途検討する。

< その他 >

委託会社は、ファンド・マネージャーの適正人数確保、評価・処遇、スキルアップのための研修等、体制の一層の整備に努める。

本件に関するお問合せ：業務部宛
(03) 5614-8405 (課代表)